

「(剽窃をしないための)正しい引用/参照の方法」青山 亨
ver 2.2 2015-06-16; 2.1 2013-01-21; 1.2 2010-12-17; 1.1 2010-07-15

1. なぜ論文に引用/参照が必要なのか？
 2. 本文の中で正しく引用/参照するための書き方。実例を使って練習をします。
 3. 引用/参照にともなう出典表示の方法。
 4. 引用/参照・出典表示とセットになる参考文献一覧のこと。
 5. 著作権の基本。
- 参考文献と参考資料

1. なぜ論文に引用/参照が必要なのか？

- ・ 論文は、先行研究を踏まえたうえで、正確な事実を用いて、新しい論を立てる。
- ・ したがって、論文は、先行研究その他の資料「からの引用」および「への参照」抜きには成立しない。
- ・ 論文は、引用/参照した典拠を表示することで、論文であることを明らかになる。
- ・ Reasons for citing your sources 出典を表示する理由 (Turbian 2007, 133-134)。
 - 1) To give credit 先行研究の功績を認めることで、自分の立論と先行研究の議論を区別する。
 - 2) To assure readers about the accuracy of your facts 使用した事実の典拠を明らかにすることで事実の正確さを読者に保証する。
 - 3) To show readers the research tradition that informs your work 論文に関連する研究の流れを示すことで、研究分野の中での論文の位置を明らかにする。
 - 4) To help readers follow or extend your research 読者が自分でさらに研究を進めるための手掛けかりを提供する。



We are like dwarfs standing on the shoulders of giants.

絵の出典 : <http://d.hatena.ne.jp/tsugo-tsugo/20090406>

quotation (動詞 quote) 引用すること

reference (動詞 refer) 参照すること

citation (動詞 cite) 引用・参照すること。とくに出典を表示して引用・参照すること。

source 出典・典拠

bibliography 参考文献一覧

reference list 参考文献一覧

引用の有無	出典表示の有無	参考文献一覧の有無	典型的な著作物の特徴
○	○	○	学術的な著作物
○	×	○	一般読者を対象にした概説書など
×	×	○	一般読者を対象にした概説書など
×	×	×	一般的な著作物

2. 本文の中で正しく引用/参照するための書き方

引用/参照の対象になる文献は、論文との関係によって次の4種類に分類できる(佐藤2006, 152)。

- 1) 理論書 研究の枠組みとなる理論を提示している理論書、研究書、論文など。
- 2) 先行研究 研究の対象やテーマに関連して過去におこなわれた調査研究の報告。学術雑誌に掲載された論文など。対象やテーマは異なるが研究方法の参考になる論文なども含まれる。
- 3) 一般的資料 新聞・雑誌の記事、統計資料など。
- 4) 内部記録文書 様々な未公開資料など。

他人の文献の文章以外にも、データ(表、グラフ、図をふくむ)、着想を利用した場合も引用/参照となる。

引用は、引用の仕方によって次の3種類に分類できる(慶應義塾大学日吉メディアセンター「引用について理解する」より)

- 1) 直接引用(短い場合) 元の文章をそのまま引用する
- 2) 直接引用(長い場合) 元の文章をそのまま引用する
- 3) 間接引用 自分の言葉に書き直して引用する。「参照」と同じこと。

引用/参照をおこなうにあたっては、剽窃とならないよう次の点に注意をはらうことが必要である(Turbian 2007, 77)。

- 1) 直接引用をする場合は、原文を変更せず、必ずかぎカッコでくくるか、ブロックにして引用すること。
- 2) 間接引用をする場合は、原文の文章の単語や構成と類似しないように書き直すこと。
- 3) 引用せずに参照しただけの場合でも、出典表示を忘れないこと。

引用/参照が論文を書くうえでの基本である以上、意図しない剽窃の可能性は常にある。

剽窃を避けるために、文献を読んだり、資料を集めている段階でも、原文を正確に写し取る/コピーすることと、出典を記録しておくことを徹底することが重要。

引用の実際例

タイプA《短い引用》—元の文章をそのまま引用する(短い場合)

引用する文章が短い場合には、元の文章をかぎカッコでくくって、自分の文章の流れを損なわないように挿入する。たとえば、

日本神話の一つのカテゴリーとして中世神話に注目した山本ひろ子によれば、中世神話を生み出した時代は本地垂迹説を旗印とする神道思想の変革期であり、その思想的潮流には「記紀神話の秩序を大きく逸脱した、新しい神話的な思考が醸成され」ていたとされる(山本 1998: 7)。つまり、本地垂迹説によって神々の位置づけが根本的に変化したために、神話世界の起点である創造神話の再構築が必要となった。その結果が中世神話の神話世界というわけである。

原文では「醸成される。」となっているが、文章の流れを損なわないために、「醸成され」までを引用している点に注意。原文を変更することはできないが、必要に応じて省略することはできる。

タイプB《長い引用》—元の文章をそのまま引用する(長い場合)

引用する文章が長い場合には、元の文章を一つの固まり(ブロック)として扱い、本文からは前後1行あけ、本文よりも左右ともに狭めた形で挿入する(ワープロ・ソフトのインデントを使うと簡単に表現できる)。1.の場合と違って、かぎカッコは不要。ただし、1.と同様に、自分の文章の流れは損なわないようにする。

日本神話の一つのカテゴリーとして中世神話に注目した山本ひろ子は、中世神話を生み出した時代は本地垂迹説に基づく神道思想の変革の時代であると述べたうえで、なぜ中世神話が開闢神話を新たに書き直したかについて、次のように述べている。

神々の変貌を旗印とする神信仰の刷新は、宇宙や神々の始原・その意味相を捉え返し、再創造するという、ロゴスの運動なしには成り立たない。そこに記紀神話の秩序を大きく逸脱した、新しい神話的な思考が醸成される。それゆえに神道書の多くは、世界の創造＝天地開闢から語り起こされていったのである。(山本 1998: 7)

つまり、本地垂迹説によって神々の位置づけが根本的に変化したために、神話世界の起点である創造神話の再構築が必要となった。その結果が中世神話の神話世界といつわけである。

引用する文章の途中や最後を省略したいときは「[中略]」や「[後略]」を使うことができます。

タイプC 《要約》一自分のことばに書き直して（パラフレーズして）引用する

引用する文章を自分のことばとして咀嚼して書く場合。むろん、核となる主張・見解が引用元の著者の主張・見解であることが明らかになるように書くことが必要である。直接引用とは逆に、元の文章の単語や構成を使わないで、自分の文章として書くことが大切。

中世神道の研究をおこなっている山本ひろ子(1998: 6-7)は、本地垂迹説の出現によって神々が仏や菩薩の化現とみなされるようになったため、このような宗教観を表現しつつ正当化するために、記紀の創造神話が新たに書き直されるようになったと指摘している。

引用元の著者の主張（創造神話が新たに書き直された）と、それを引用するあなたの論述（山本は...と指摘している）が混乱しないよう、文の構造には十分な注意をはらうこと。

本文中に引用の出典を明記する

いずれの引用方法を使った場合でも、本文中に引用の出典を表示する必要がある。

参考文献一覧に引用した文献を記載する

論文末尾の文献目録一覧に引用した文献を記載することを忘れないこと。

参考文献　　山本ひろ子. 1998.『中世神話』(岩波新書)岩波書店.

引用の方法の基本は以上。正しい引用が自由にできるようになると、文章の表現も豊かになる。

3. 引用/参照にともなう出典表示の方法。

- ・ 引用—出典表示—参考文献目録は、論文の「三位一体」。
- ・ 出典表示の方式にはいくつかあるが、代表的なものは次の2種類である (Turbian 2007)。
 - 1) notes-bibliography style, bibliography style
 - 2) parenthetical citations-reference list style, reference list style, author-date style
- ・ このセミナーでは2)の方式（「著者名—刊行年」方式と呼ぶ）を使用し、紹介する。
- ・ 「著者名—刊行年」方式の場合、出典表示は（山本 1998: 8）または〔山本 1998: 8〕のように表示するのが一般的。
- ・ 出典表示は一般に引用の直後の句読点の直前に挿入する。
- ・ 引用が連続する場合も出典表示は省略しない。
- ・ 本文に著者名が記載されている場合は、その直後に著者名を省略して出典表示をおこなう。

4. 引用/参照・出典表示とセットになる参考文献一覧のこと

- 1) 論文の参考文献一覧は、本文での引用/参照および出典表示とセットで使われる。
- 2) 出典表示が「著者名—刊行年」方式である場合、参考文献一覧において、各文献はその著者名、刊行年が最初に記載される。
- 3) 各文献の記載の様式は、文献の発行形態によって異なる。もっともよく使われるのは次の3種類である。いずれも、著者（または編者）の名前がはっきりしているという点で、新聞記事などと異なる。

1. 書籍（本1冊まるごと）
2. 論文集形式の本に収められた1つの論文
3. 雑誌に収められた1つの論文

1は、一人の著者が書いた本（単著）、複数の著者が書いた本（共著）、編者が編集した本など。

2は、「論文集」と銘打っていなくても、『岩波講座 東南アジア史』の中の一つの章や、『もっと知りたいインドネシア』の中の一つの章などが該当する。

3で雑誌というのは、定期刊行物（periodical）のことである。1と2が、ある決まった時点で刊行されるのに対して、定期刊行物は年に1回（年刊）、年に4回（季刊）、月に1回（月刊）など、定期的に刊行されるという特徴がある。したがって、雑誌には一般に「巻」（volume）や「号」（number）などの番号がつく。通例、1年間に複数回刊行される雑誌の場合、1年分をまとめて「巻」と呼び、そのなかの1部を「号」と呼ぶ。たとえば、35巻4号というのは、その雑誌が発刊してから35年目にはいってから4番目の号という意味である可能性が高い。大学の紀要は（一般に年刊の）雑誌に該当する。

【1の例】

中村廣治朗. 1997. 『イスラームと近代』(叢書 現代の宗教 13) 岩波書店.

佐藤百合（編）. 2001. 『インドネシア資料データースハルト政権崩壊からメガワティ政権誕生まで—』アジア経済研究所.

【2の例】

青山 亨. 2001. 「東ジャワの統一王権—イルランガ政権からクディリ王国へ—」『東南アジア古代国家の成立と展開』(岩波講座 東南アジア史 2) 岩波書店. pp.141-167.

【3の例】

青山 亨. 2004. 「インドネシアにおけるリベラル派イスラームの新思潮—ウリル・アブシャル・アブダラのコンバース紙論説をめぐって—」『東京外大 東南アジア学』9: 24-42.

9: 24-42は9巻の24ページから42ページまでという意味。9巻の2号なら「9(2): 24-42」と表記する。

- 1) 参考文献一覧に記載された文献は一定の基準にしたがって配列する。
- 2) 日本語の文献が中心の場合はあいうえお順で、英語の文献が中心の場合はアルファベット順で配列する。両者が混在する場合、アルファベット順に統一するか、二つに分ける。
- 3) 同じ著書が同じ年に2つ以上の文献を出しているときは、年の部分を「2003a」「2003b」のようにアルファベットを付けて区別する。

著作権法の基本

1. 著作物（第2条）
 - 1) 「思想又は感情」を表現したものであること。→単なるデータが除かれる。
 - 2) 思想又は感情を「表現したもの」であること。→アイデア等が除かれる。
 - 3) 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること。→他人の作品の単なる模倣が除かれる。
 - 4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること。→工業製品等が除かれる。
2. 著作者（第2条）
 - ・ 著作者とは、著作物を創作した人のこと。
3. 権利の発生と期間
 - 1) 著作権、著作者人格権、著作隣接権は、著作物を創作した時点で発生。権利を得るための手続は、一切必要ない。→©表示も本来は不要。
 - 2) 著作権の保護期間は、原則として著作者の生存年間及びその死後50年間。（第51条）
 - 3) 日本の著作権法は日本国民の著作物または最初に日本国内で発行された著作物に適用される。（第6条）
4. 著作物が自由に使える場合（一部）
 - 1) 引用

公正な慣行に合致すること、引用の目的（報道、批評、研究など）上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。（第32条）

 - 1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
 - 2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
 - 3) 自己の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
 - 4) 出所の明示がなされていること。（第48条）
 - 2) 教育機関における複製等

教育を担任する者やその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。（第35条）
5. 事例（文化庁「著作権制度の解説資料」より）
 - 1) 人口や面積などのデータ（客観的な事実）は著作物ではないので、誰かに了解を得る必要はありません。
 - 2) 踊りをビデオに撮った場合、撮影した人がその映像の権利をもつことになりますので、その人の判断でそのビデオを多くの人に見てもらうことは問題ありません。

(ア) ただし、他人の著作物がビデオ映像の中に含まれている場合には、その人の了解を得る必要があります。この事例の場合、振り付けを録画したことになりますが、昔から伝えられているものであれば権利が消滅している場合もあります。

(イ) また、踊ってくれた保存会の人には踊っている姿を無断で録画されない権利（実演家としての権利のひとつ）がありますので、みんなに見てもらうために録画することについて了解を得ておきましょう。

(ウ) 地域の人たちに学習成果を見てもらうためにビデオ上映することは、非営利・無料であれば、関係する権利者の了解を得る必要はありません。
 - 3) 調べ学習の成果を学校のホームページで発表しようとする場合、そのまとめの中に他人の文章やイラスト、写真等が含まれていれば、引用として許される場合を除き、複製や公衆送信についてそれらの作者（著作権者）の了解を得ておく必要があります。
 - 4) スナップ写真を使う場合、被写体が人間の場合は注意が必要です。人間には自分の姿を他人に無断で使われないという、いわゆる「肖像権」が判例で認められていますので、それを多くの人に配るときには写っている人の了解も得ておきましょう。

参考文献

- 佐藤郁哉. 2006. 『フィールドワーク 増訂版一書を持って街へ出よう』 新曜社.
- Turabian, Kate L. 2007. *A Manual for Writers of Research Papers, Theses, and Dissertations: Chicago Style for Students and Researchers*. 7th ed. Chicago and London: The University of Chicago Press.

参考 URL

文化庁「著作権制度の解説資料」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_3.html

慶應義塾大学日吉メディアセンター (KITIE) 「引用について理解する」

<http://project.lib.keio.ac.jp/kitie/cite/basics/>

参考資料 1 記号の名称

- 「 」 鉤括弧
- 『 』 二重鉤括弧
- ‘ ’ シングル・クオーテーション・マーク、または一重引用符
- “ ” ダブル・クオーテーション・マーク、または二重引用符
- () 丸括弧
- [] 角括弧
- 。 句点
- 、 読点
- ・ 中黒
- ・ ピリオド
- 、 コンマ
- ： コロン
- ； セミコロン
- ダッシュ
- ハイフン
- * アステリスク（「星」の意）
- ※ 米印（「米」の意）

参考資料 2 剽窃の事例

SFC CLIP「初の SFC AWARD 取り消し措置 卒論に剽窃認められる」

<http://sfclip.net/news2004090301>